

## 第 18 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 16 日 (木) 16 : 00 ~ 18 : 00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、引頭専門委員、西郷専門委員、納口専門委員、本間専門委員、審議協力者 (総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県) 事務局 (高木内閣府統計委員会担当参事官、浜東総務省調査官他) 調査実施者 (中山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長他)
- 4 議 題 農業経営統計調査の変更について

## 5 審議の概要

- (1) 舟岡部会長及び各委員の挨拶に引き続き、事務局から諮問第 20 号「農業経営統計調査について」の趣旨、検討の進め方、検討スケジュール、審査の方向性について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から、平成 22 年に実施される農業経営統計調査の計画について説明が行われた。
- (3) 各委員から、今回の調査の変更等に関する質問や意見が出され、これに対する回答が調査実施者から行われた。主な質問及び意見並びにこれらに対する回答の概要は以下のとおり。

## &lt;調査の一部中止等について&gt;

農林水産省の統計組織が想像以上に人員削減されており厳しい状況に置かれていることはよく分かった。しかし、政策目的に限定して調査を縮小するという説明だと、さらに縮小の可能性があると感じられる。

過去の流れをみると、農林水産省は作成する統計について、常に必要だと言い続けて来た。新統計法の視点は、現時点の政策目標だけでなく、将来の我が国の国民の財産となるべき重要な統計を作成するという点である。望んでスリム化をしたのではないということを、明確にしないと、この分野に関心のない人からみれば、まだまだスリム化が可能だと受け止められてしまう。

組織法人経営体の中止について、行政ニーズがないからいらぬ、法人化率が進んだからいらぬという説明があったが、むしろこれからは、法人の合併や共同提携に向けた政策を打ち出す段階にある中、データを削ってしまって、本当に大丈夫なのか。政策に備えることだけではなく、情報の提供も公的機関の非常に大きな役割である。たとえ政策が一切無くなったとしても、国民に対して必要な情報提供は行うべきである。それに、今中止してしまえば、今後何らかの新政策を行おうとするときに復活することが困難ではないか。

生産量全体に占める法人経営の割合が増えている中であって法人に関する統計を取り続けるということが統計作成側としての立場であり、どうしても縮小しなければならないなら、別の理由が必要なのではないか。

組織経営体が法人化されればされるほど、経営費がどう変わっていくのかは、非常に重要な情報であり、法人化の推進のためのデータだけではなく、どう変わっていくか、日本の農業がどう変わっていくのかを見ていくためには、相当に重要な統計ではないかと思う。今後、企業の農業参入もあることから、農業の法人の実態をデータとして示さなければならないのではないか。

個別経営統計の「花き作」は成長産業であり、きちんと公表できような統計にすべきである。

新統計法での、統計の公共性、国民の財産としての統計、統計の持つ役割ということは十分理解しているし、望んでスリム化しているわけではない。これからも継続的に統計を提供していきたいが、専門知識を持った職員が削減されていく中で、限られた人員でどうバランスを取るのかというのが重要なポイントと考えており、農林水産省として現有の体制でできる範囲で行うためには、どうしても優先順位を付けて行わなければならない状況にある。

#### <標本設計について>

予算の制約の中で考えられる代替案として、個別経営体の標本数からいくつかを組織法人経営体の調査に振り分けられるのではないかと。

標本精度は見かけ上の標本数を増加すればいいというものではない。その調査票の記入状況がいかにしっかりしているかが重要。次回までに、過去の調査からの標本の入れ替え状況についてのデータを示してもらいたい。

個別経営体の標本から組織経営体へシフトするのは、標本数だけの問題ではなく厳しいものである。安易に標本数を増加しても、その記入状況や管理状況をみていく必要があるので、見かけ上の数では判断できない。現状では考えづらい。

本調査を平成 19 年に変更したときには、組織経営体について標本数を増やし、個別経営体について標本数を減らしている。その時の説明は、「今後、組織法人経営が重要な意味を持つため、法人の実態を的確に把握するため、標本数を増加する。」というものであった。この 2 年間で状況が 180 度変わったのか。

平成 16 年の見直しの時は、平成 12 年の「食料・農業・農村基本計画」をサポートしていくために行われた。その時は、一般論としての農業法人の推進を掲げていた。平成 17 年の「食料・農業・農村基本計画」はその後 5 年間の推移をみながら作成したもので、土地利用型の構造改革を積極的に進めていかなければならない。現状では、法人化の推進といっても、組織法人経営体の推進よりも、個別経営体の法人化と集落営農の法人化に政策の重点をシフトしてきている。

標本数については、平成 19 年の変更の際に、土地利用型農業の組織法人経営の標本数を増やしたところである。

変更前の組織法人の標本数が少ないが、野菜や花き、果樹はたくさんの種類があり、作目ごとにどのような標本設計になっているのか。そもそも、現状の標本数で分析に耐えられるのか疑問。現状の精度についての議論をしないと実質的なことがいえないのではないかと。

野菜や花き、果樹については、露地と施設に分けて標本設計しているが、作物ごとに細かく設計しているものではない。

#### <代替統計について>

調査を中止する範囲の代替統計として、日本政策金融公庫のデータが示されているが、民間統計ではなく、国として公的なデータが必要ではないのか。また、他の既存調査等で収集した情報を利用して表章だけは継続できないか。

日本政策金融公庫のデータと本調査では母集団が違っている。融資しているところと、一般的な

経営体とでは母集団の考え方が違って、日本政策金融公庫のデータで本調査に代替することは容易ではない。あくまで、標本理論に則って作成した統計でないと使えない。

代替データの考え方は、水田作や畑作は税金の直接支出に係ってくるため、国の統計データで評価なり検証をしていかなければならない。

#### <その他>

今までは、調査結果が政策を経由して反映されるという形が専らだったと思うが、今後は、農業経営体が調査結果を直接使うという方向に変えていく時期にきているのではないかと。

アウトソーシングで問題が生じたのは、その設計が間違っているのではないかと。専門知識を持っていた職員が行っていた調査を調査員や郵送に変更するのだから、調査事項も絞った上で、報告者が書きやすいものを使ってやるべきではないのか。調査票を含めて調査の在り方を根本的に見直す必要がある。

調査項目を含めた調査の更なる見直しについては、現在省内で調整中であるが、青色申告書類から得られる情報を中心とした把握のみでは、農業施策を企画立案する上で不十分との意見が出ている。

個別経営体の「その他」に意味があるのか。組織経営体に「その他」がないのはなぜか。

個別経営体の「その他」は、経営形態別経営統計で個別経営体の全体像を見るためである。組織経営体については、次回回答。

会計ソフト等の情報を磁気媒体で受け取って、農林水産省で変換するケースはどれくらいあるのか。この率が上がれば、調査精度も記入精度もあがるのではなか。

農林水産省から会計ソフトの貸し出しを行っているのは、128 客体あり、農家自身が使っているソフトが約 80 前後、トータル 200 くらい。会計ソフトの利用状況は約 20%程度。ただし、会計ソフトの利用については、調査農家に一軒一軒当たって利用を促した結果であるため、普及率を向上させることは現状では厳しい。

#### 6 次回予定

次回部会は 7 月 30 日（木）14 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。